

島根県週休2日工事特記仕様書

本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。

1 定義

- (1) 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当（4週6休以上）の現場閉所をすることをいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測定の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

2 実施方法

- (1) 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。

3 実施報告

- (1) 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を提示し、監督職員の確認を受けなければならない。

4 設計変更

対象期間において週休2日を確保できた場合は、精算時に設計変更するものとする。

5 工事費の積算

精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。ただし、労務費の対象は「公共工事設計労務単価」とし、「機械設備工事積算に関わる標準賃金（「機械設備製作工」及び「機械設備据付工」）は対象としない。

(1) 現場の閉所状況

- ① 4週8休以上
現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合
- ② 4週7休以上 4週8休未満
現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上の場合
- ③ 4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上の場合

(2) 補正係数

- ① 4週8休以上
 - ・労務費 1.05
 - ・機械経費(賃料) 1.04
 - ・共通仮設費率 1.04
 - ・現場管理費率 1.05
- ② 4週7休以上 4週8休未満
 - ・労務費 1.03
 - ・機械経費(賃料) 1.03
 - ・共通仮設費率 1.03
 - ・現場管理費率 1.04
- ③ 4週6休以上 4週7休未満
 - ・労務費 1.01
 - ・機械経費(賃料) 1.01
 - ・共通仮設費率 1.01
 - ・現場管理費率 1.02

6 アンケート調査

週休2日工事の検証を行うために、受注者は「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、竣工検査までにアンケートに回答すること。回答方法については、しまね電子申請サービスによることとし、【申込完了】画面の写しを監督職員に提出すること。

- ・インターネット側PC用直接リンク URL

https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729

- ・スマートフォン用2次元バーコード

